

## 会津若松市勤労青少年ホーム利用登録方法

### 利用できる人

- 会津若松市内に在住または勤務している青少年「15歳から35歳まで」の勤労青少年の方々が利用者対象です。

勤労青少年の中には、専業主婦、フリーター、学生、家事手伝い等が含まれています。

また、会津若松市近隣に在住し、勤務している青少年も利用可能です。

### 利用登録方法～手続き～

- 勤労青少年ホームを利用するには、「利用登録」が必要です。

用する本人が直接、勤労青少年ホームに来て、備え付けの「勤労青少年ホーム利用申請書」に記入して下さい。

利用登録する際に、傷害保険料(1,600円)・連絡会会費(500円)が掛かります。有効期限は年度末(3月31日)までです。

### 問い合わせ

〒965-0807 会津若松市城東町14番52号

TEL:0242-26-6662 FAX:0242-36-5622

休館日:祝祭日,年末年始

各種情報: <http://www.assistaizu.or.jp>

※お問い合わせや利用登録の受付は平日の月曜日から金曜日をお願いします。